

司法試験合格者数の適正化を求める決議

- 1 当会は、司法試験合格者数が、2010（平成22）年頃に3000人程度とする数値目標に基づき、毎年大幅に増員されている結果、法曹としての質についての懸念などが生じていることに鑑み、上記数値目標について速やかに見直しを行うよう求める。
- 2 当会は、今年度の司法試験合格者の判定にあたっては、法曹としての質の確保に十分に配慮するとともに、上記数値目標及び毎年の概数にとらわれることなく、少なくとも前年度の合格者数より増やすことのないように求める。

以上のとおり決議する。

2008年（平成20年）8月6日

大阪弁護士会

提 案 理 由

第1 司法改革の推進

司法制度改革の中で、法科大学院、日本司法支援センター（法テラス）が既に始動し、来年5月21日からは裁判員裁判及び被疑者固選の拡大化が実施されようとしている。

当会は、「法と正義を社会のすみずみに届けわたらせる」という司法改革の基本理念に基づき、さまざまな司法制度の改革に取り組み、裁判官、検察官、弁護士の増員、被疑者固選弁護制度の実現、法律相談センターの増設と充実、弁護士の活動領域の拡大、弁護士の過疎偏在の対策、弁護士報酬の透明化と合理化など、市民にとって利用しやすく、納得のいく司法が実現するよう努めてきた。

弁護士の過疎の問題は、ひまわり公設事務所と法テラスのスタッフ弁護士の配置等により、本年6月には弁護士ゼロの地区は解消された。

当会は、今後も、司法改革の基本理念に従い、わが国の司法制度が市民にとって利用しやすく納得のいくものとなるよう、人的基盤を含む諸制度の整備と改革を推進する決意である。

しかしながら、新しい法曹養成制度が未だ整備途中にあり、司法の基盤整備が遅れている中にあって、法曹人口の増加が先行していることにより、新規法曹が就職できない問題や法曹としての質についての懸念が生じている。

当会は、このような状況を踏まえて、司法試験合格者数のあり方について、以下のとおり提言するものである。

第2 弁護士の役割－権利擁護と司法制度の担い手

1 弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている（弁護士法第1条）。

冤罪事件や公害・豪害事件の被害者の救済等、弁護士はさまざまな人権擁護活動を献身的に行ってしてきた。

また、弁護士は司法制度の運営に不可欠な担い手であり、日本国憲法は、抑留又は拘禁されるすべての者に弁護人選任権を保障し（第34条）、刑事被告人に「資格のある弁護人」を依頼する権利を保障している（第37条第3項）。

このように憲法は「資格のある弁護人」による「弁護を受ける権利」を保障しているのであって、この憲法の保障を全うするためには、被疑者・被告人の権利を擁護する能力のある者に、弁護士資格を与える制度でなければならない。国民の「裁判を受ける権利」（第32条）も同様であって、耳に権利を擁護する能力のある弁護士に依頼できることによって、はじめて「裁判を受ける権利」を十分ならしめることができる。そして、このような弁護士の役割は、1990（平成2）年開催第8回犯罪者処遇会議で採

択された「弁護士の役割に関する基本原則」等においても確認され、国際的に共通なものとされている。

2 以上のような弁護士の役割を果たすためには、一定の質を確保することが不可欠である。すなわち法曹の果たすべき社会的役割に鑑みると、利用者である一般市民にとって、その質の確保は重要である。弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあり、これを制度的に保障するために、弁護士には一定の質の確保が求められる。

第3 司法試験合格者の急増と法曹養成制度の現況

1 司法試験合格者の急激な増加

司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）は、「法曹人口の大幅な増加」を目指し、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010（平成22）年頃に司法試験合格者数の年間3000人程度の達成を目指すべきである」と提言し、これは、2002（平成14）年3月に「司法制度改革推進計画」との閣議決定に盛り込まれた。審議会意見書は、「国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。」との認識に基づき、「国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大する」という想定に基づくものであった。

上記閣議決定に基づき、司法試験合格者は、漸次増加し、従前の司法試験においては、1999（平成11）年に1000人であったものが、2005（平成17）年には1464人となり、2006（平成18）年には、1558人に達し、2007（平成19）年には2099人と、遂に2000人を超えることとなった。このように司法試験合格者は、約8年間で倍増した。

2 司法修習生の質についての懸念

司法修習生の数が増加する一方で、修習期間は大幅に短縮されてきた。52期司法修習生までは2年であったが、53期からは1年半とされ、新60期司法修習生からは1年となっている。

このような状況下において、司法修習生考試（いわゆる二回試験）の不合格者数が増加している。

不合格者数の推移を見ると、2000（平成12）年（53期）には19人、2004（平成16）年（57期）には46人であったものが、修習生の総数が増加していることもあるが、2006（平成18）年（59期）には107人と急増し（再受験者を含む）、2007（平成19）年には、新旧合わせて合計147人が不合格となっている（延べ数。再受験者を含む）。

また、司法修習生の中には法理論の基礎知識が不十分な者が見られる。このことは、合格者数の急増に対して、法科大学院教育や司法修習が十分に対応できていない実情を示していると考えられる。

今後、法科大学院や司法研修所における教育の改善、充実が十分になされないまま、司法試験合格者の増加が続くと、法曹としての質についての懸念がより深刻になるおそ

れがある。

3 法科大学院と司法修習の問題

新制度では、法科大学院において実務教育への導入部分(例えは要件事実や事実認定に関する基礎的部分)の教育を行うものとされ、これを前提に前期修習は廃止され、司法修習生はいきなり実務修習に臨むこととなった。

しかしながら、前記のように、基礎知識が欠けていたり、実務の導入教育ができていない状態のままで、いきなり実務修習に入る司法修習生もいる。

そのような司法修習生も、実務修習に入ると直ちに就職活動をしなければならない状況であって、修習に専念し、修習の実を挙げることが困難になっている。

このように、現状においては、審議会意見書が唱えた法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度が、当初の理念どおりには十分に実現できていないのではないかと懸念される。

第4 司法の基盤整備の状況

審議会意見書は、「国民の期待に応える司法制度」(制度的基盤の整備)、「司法制度を支える法曹の在り方」(人的基盤の整備)、「国民的基盤の確立」(国民の司法参加)を司法改革の三本の柱とした。そして、これらは、相互に有機的に関連しており、その全面的で統一的な具体化と実行が必要であるとしていた。

ところが、司法制度の基盤整備は十分に整備されたとは言えない状況にある。こうした状況のなかで、社会の法曹に対する現実の需要は、司法制度改革審議会が想定したほどには拡大していない。

地方裁判所の民事訴訟件数は、平成18年度まではほぼ横ばいであり、平成19年度は増加しているが、弁護士の増加率に比べればわずかの増加である。民事裁判を使いややすく、満足度の高いものにするためには裁判制度や手続法の整備が必要であるが、進展していない。

また、企業・行政による弁護士の雇用はわずかであり、地方自治体の雇用は無いに等しい状況である。

法曹三者のうち裁判官・検察官のこれまで8年間の増員については、増加率でも弁護士の半分程度に止まっており、弁護士の高い増加率と比べて、法曹三者間のバランスがとれていない。

市民が司法を利用するための財政上の措置も不十分なままである。

例えば、民事法律扶助に支出されている国の年間支出総額は約50億円であり、西欧諸国が数百億円であるのと比較して余りにも低額である。

審議会意見書では、「政府に対して、司法制度改革に関する施策を実施するために必要な財政上の措置について、特段の配慮をなされるよう求める。」と指摘されていたところであり、その実現によって司法へのアクセス拡充を実現する必要がある。

て、見直しを行うことが必要になっている。

したがって、法律扶助予算の増大や裁判官、検察官の増員、裁判制度の改革などの基盤整備とともに、弁護士の過疎偏在問題の解消、法律相談事業の拡充、弁護士情報の提供の充実など、司法へのアクセス拡大の方策を進め、その成果を見定めつつ、適正な法曹人口あるいは司法試験合格者数の適正な数が決められるべきである。

また、適正な数は法曹だけで決めるべきことではなく、広く、市民、社会の意見を踏まえて決められるべきことであるが、司法の実情を知る弁護士の意見を聞くため、本年5月大阪弁護士会の会員に対するアンケートを行った。

会員の約3分の1に相当する1017通の回答があり、「当面（5年間程度）の司法試験合格者数は、年間何人が適正だと思うか」との質問に対して、1000人とする回答が341人、1500人とする回答が369人であり、回答者の約7割を占めた。

司法試験合格者数の適正な数について見直しにより結論が出るまでの間も、当面の対応が必要であり、今年度の合格者数については、法曹としての質の確保に十分に配慮するとともに、数値目標及び毎年の概数にとらわれることなく、少なくとも前年度の合格者数より増やすことのないようにする必要がある。

第7 提言

以上のような法曹養成制度及び就職に関する問題の原因は、政府が審議会意見書が提言した種々の基盤整備を怠ったまま、法曹人口の増員だけを進めようとしているところにあると言わざるを得ない。

全国の弁護士による採用努力は、2007（平成19）年に限界に達しつつあり、今後、就職できない者が大幅に増加することが予想される。

2回にわたって実施された新司法試験の結果は、全国で74校にのぼる法科大学院における教育の現状が、均一ではなく、また質・量ともに当初予定されていた段階には達していないことを示している。

また、二回試験における不合格者が増加していること及び司法修習終了者の数が、法曹として社会的役割を果たすのに必要なOJTを受ける機会のある数を超えていると考えられることがある。

裁判官・検察官数の増加、司法予算の拡大が不十分で司法の容量の拡大が十分でないこと、法曹に対する社会の現実の需要が審議会意見書が想定したほどには拡大していないことなどの事情も考慮されなければならない。

したがって、司法試験合格者数の数値目標は速やかに見直されるべきである。

また、今年度の司法試験合格者数は、数値目標及び概数決定にとらわれることなく法曹の質に十分配慮し、少なくとも前年度の合格者数より増やすことがないようにすべきである。

以 上

刑事の国選弁護報酬についても、法テラスが発足してからも低額なままで、一部ではさらに低くなっている。

国選弁護報酬の適正化が、裁判員制度の実施と被疑者国選弁護の拡大に際して必要不可欠であるところ、未だに実現されていない。

このように周辺の制度的基盤の整備がなされていないにもかかわらず、人的基盤の拡充のみが先行することとなれば、相互の有機的関連を欠くことになり、全体的統一的な司法改革の実現はできないこととなる

第5 オン・ザ・ジョブ・トレーニングの意義

1 就職問題

最初の法科大学院修了者である新60期司法修習生が、昨年12月に新規登録して実務についた。60期については（現行1397人、新979人）合計2376人が修習を終了し、うち231人が裁判官・検察官に任命し、2115人（本年2月6日現在）が弁護士登録した。

弁護士会は、就職支援体制を整えて対策を取っているが、弁護士側の努力にも限界があり、今年修習を終了する61期においては、多数の就職困難者が生じるおそれがある。

司法試験合格者数について、従前の数値目標にとらわれたまま増員を進めると、この傾向がより拡大することが強く懸念される。

2 オン・ザ・ジョブ・トレーニングの意義

これまで法曹は、弁護士を含め、司法修習終了後、実際に実務を行うなかで先輩弁護士から指導を受け、訓練され、必要な能力を身につけ、向上させてきた。これがオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）である。しかしながら、法律事務所に就職できないまま登録する弁護士が多数出現すれば、OJTを受ける機会がない弁護士が大量に発生することになる。法科大学院の教育が十分ではなく、司法修習期間が短縮され、導入修習（前期修習）が廃止されたなかでは、実務に就いた後のOJTの重要性が益々重要となるが、実際にはこのような機会が確保されない弁護士が増えている。

十分な能力を持たない弁護士が大量に現われ、これによって依頼者である市民・国民に対する人権擁護を全うすることができないこととなれば、弁護士の役割を果たすことができず、ひいては弁護士制度全体に対する信用を失わせることとなる。

第6 司法試験合格者数の見直しの必要性

「法の支配」の確立、社会の法的需要の充足のために、それに必要な質と量の法曹を確保する必要がある。

しかし、現時点において、先に述べたような問題が生じていることから、法曹の質を確保し、全体的、統一的な司法改革を実現するために、司法試験合格者数の数値目標につい